第十条　第六条から前条まで及び第十二条の規定の例外

両締約国の権限のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、被用者及び雇用者の申請又は自営業者の申請に基づき、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、第六条から前条まで及び第十二条の規定の例外を認めることについて合意することができる。

第十一条　配偶者及び子

日本国の領域内で就労する者であって、第七条、第九条2又は前条の規定によりフィンランドの法令のみの適用を受けるものに同行する配偶者又は子については、社会保障に関する協定の実施に関する日本国の法令に定める要件を満たすことを条件として、第二条1(a)(i)に規定する日本国の年金制度に関する日本国の法令の適用を免除する。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この規定は、適用しない。

第十二条　日本国の雇用保険制度及びフィンランドの失業保険制度に関する適用法令

第六条及び第七条の規定にかかわらず、第二条1(b)に規定する日本国の制度及び同条2(b)に規定するフィンランドの制度については、次の規定を適用する。

1　第二条1(b)に規定する日本国の制度又は同条2(b)に規定するフィンランドの制度に加入し、かつ、一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内で雇用されている被用者が、他方の締約国の領域内で就労するために当該雇用者により当該一方の締約国の領域又は第三国の領域から派遣され、かつ、次のいずれかに該当する場合には、その就労に関し、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、当該被用者が当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

(a)　当該他方の締約国の領域内で雇用契約を締結していない場合

(b)　当該他方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者と雇用契約を締結しているが、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者の指揮の下にある場合

2　1に規定する派遣が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該派遣に係る被用者に対し1に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。

第十三条　強制加入

第六条から第八条まで、第九条2、第十一条及び前条の規定は、各締約国の法令における強制加入についてのみ適用する。

第三部　給付に関する規定

第一章　日本国の給付に関する規定

第十四条　通算

1　日本国の実施機関は、日本国の給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、この条の規定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、フィンランドの法令による保険期間を考慮する。ただし、この1の規定は、死亡又は脱退を理由とする第二条1(a)に掲げる日本国の年金制度の下での一時金については、適用しない。

2　1の規定の適用に当たっては、フィンランドの法令による保険期間は、厚生年金保険の保険期間及びこれに対応する国民年金の保険期間として考慮する。

第十五条　障害給付及び遺族給付に関する特別規定

1　日本国の法令が、障害給付又は遺族給付（死亡を理由とする第二条1(a)に掲げる日本国の年金制度の下での一時金を除く。以下この1において同じ。）を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日がフィンランドの法令による保険期間（フィンランドの実施機関により証明されたものに限る。）中にあるときは、これらの給付を受ける権利の確立に当たり、当該要件は、満たされたものとみなす。ただし、国民年金の下での障害給付又は遺族給付を受ける権利がこの条の規定を適用せずとも確立される場合には、この条の規定は、厚生年金保険の下での同一の保険事故に基づく障害給付又は遺族給付を受ける権利の確立に当たっては、適用しない。

2　第五条1の規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であった者に関して障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国の法令の規定に影響を及ぼすものではない。

第十六条　給付の額の計算

1　日本国の実施機関は、第十四条1又は前条1の規定の適用により日本国の給付を受ける権利が確立される場合には、2から4までの規定に従うことを条件として、日本国の法令に従って当該給付の額を計算する。

2　障害基礎年金その他の保険期間にかかわらず一定額が支給される給付に関しては、当該給付を受けるための要件が第十四条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間及び保険料免除期間並びにフィンランドの法令による保険期間を合算した期間に対する当該保険料納付期間及び保険料免除期間の比率に基づいて計算する。

3　厚生年金保険の下での障害給付及び遺族給付（厚生年金保険における保険期間が日本国の法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであって、支給される給付の額が当該定められた期間に基づいて計算されるものに限る。）に関しては、これらの給付を受けるための要件が第十四条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、厚生年金保険における保険期間及びフィンランドの法令による保険期間を合算した期間に対する当該厚生年金保険における保険期間の比率に基づいて計算する。ただし、当該合算した期間が当該定められた期間を超える場合には、当該合算した期間は、当該定められた期間と同一の期間とする。

4　老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の給付であって、厚生年金保険における保険期間が日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合に一定額が支給されるものに関しては、当該給付を受けるための要件が第十四条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する厚生年金保険における保険期間の比率に基づいて計算する。

第十七条　第四条の規定の例外

第四条の規定は、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

第二章　フィンランドの給付に関する規定

第十八条　フィンランドの法令による給付

1　フィンランドの実施機関は、両締約国の法令による保険期間が成立している場合には、フィンランドの法令による給付を受ける資格を決定するに当たり、フィンランドの法令による保険期間と重複しないことを条件として、必要があるときは、日本国の法令による保険期間を考慮する。

2　フィンランドの実施機関は、1の規定の適用により給付を受ける権利を取得する受給者について、フィンランドの法令による保険期間のみを直接の基礎として当該給付の額を計算する。

3　2に規定する給付を支給するフィンランドの実施機関は、受給者がフィンランドの領域内で取得した所得のみを考慮する。